

事例 No.	86	人口規模	10万人以上	地域ブロック	関東	事業タイプ	仕組づくり	事業主体	地方公共団体
事業名	新宿区子ども家庭サポートネットワーク(要保護児童対策地域協議会)								
実施地方公共団体名	新宿区(東京都)								
特徴・ポイント	子ども虐待だけでなくとどまらず、発達支援や不登校等、子どもやその家庭を取り巻くさまざまな問題をサポートする幅広いネットワークであり、また区の機関だけでなく、児童相談所・警察・医療・法律等の関係機関や民生委員・主任児童委員等の個人もネットワークに参加(登録)している。またこのネットワークを児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」としても位置づける。								
事業のねらいと内容	<p>【ねらい】 別々に活動していた「子ども虐待防止連絡会」、「不登校0をめざす子ども学校サポートネットワーク」、「発達支援関係機関連絡会」を、「子ども家庭サポートネットワーク」として再編成する事により、これまで以上に関係機関などの連携を強化し支援や援助が必要な子どもやその家庭に対して適切で効果的な支援・援助を行うことを目的とする。</p> <p>【内容】 サポートネットワークは3層構造となっており、 代表者会議は構成機関の代表者による会議であり、子ども及び子育て家庭に対する総合的な支援を協議する。各部会「虐待防止等部会」、「子ども学校サポート部会」、「発達支援部会」は、実際に相談などの対応を行っている機関による会議であり、各機関の役割・機能の確認や情報交換、専門的な研修などを行う。 サポートチーム会議は、個別のケースについて直接関わりのある者が一堂に会し、問題点の共有や今後の方向性、役割分担などを共有する。</p>								
導入・実施の背景・経緯 (事業の必要性)	子ども虐待をはじめ、子どもとその家庭を取り巻くさまざまな問題は、年々増加しており、また複雑化している。また、ひとつの機関だけではその問題が解決しないことも多いため、問題の未然防止・早期発見を含めて、関係機関がこれまで以上に連携を強め、子育て支援のネットワークの充実を図ることが求められている。				導入・実施に際して苦労した点				
事業の効果	子ども家庭支援センター(以下、「センター」と言う)をネットワークの調整機関として指定したことで、センターの相談件数が急増している。特に、虐待に関する相談が著しく増加している。センターへ関係機関からの相談やサポート会議開催依頼等が急増している(平成17年度は、相談件数の約68%が関係機関からの相談であった)。ネットワークに登録することで、児童福祉法の規定により登録機関や登録者に守秘義務(罰則規定あり)が課せられた。これにより、ネットワーク内で知れた情報が法的に保護されると同時に、ネットワーク内での円滑な情報提供が図られることになった。センターを中心としたネットワークによりこれまで以上に多くの情報交換が図られ、また子どもと家庭の問題の共有化が図られたことで、支援を必要とする家庭に効果的な援助を行うことができた。				実施にあたってのネックをどのように解決したか				
事業のアピールをどのように行なったか	各部会が行う研修会では、いわゆる現場の職員等にも幅広く参加の呼びかけを行っている。虐待防止に関するリーフレットやカードなどを関係機関だけでなく親や子どもたちにも広く配布している。				<ul style="list-style-type: none"> 新たな試みをどのように事業でまとめあげていくのか 他県などで取組んでいる担当者に連絡をして情報を得た。 それぞれの会議の役割や関係性の共有についてそれぞれの会議の事務局担当者レベルでの協議を行ってきたが、今後の課題でもある。 個人情報守秘義務の徹底について 毎回会議での周知を図る他、規約などのルール作りを検討している。 				
必要な協力先・実施主体とその確保策	(必要な協力先) 子どもとその家庭に関する区内外の関係機関(警察・医療・法律関係も含む) (確保策) 事業主旨を説明し、参加依頼する。								
概算事業費 (千円/年度) 平成18年度予算	0千円				問い合わせ先				
					所属部署:新宿区子ども家庭課子ども家庭相談係 TEL:03-5273-4558 FAX:03-3209-1145				